

2025 年 10 月 29 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 89 号

「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表

公開草案の公表

当委員会が 2016 年に公表した中期運営方針では、我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一つとして金融商品に関する会計基準を挙げており、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うとしていました。

当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと考えました。しかしながら、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定されたことから、当委員会は、2018 年 8 月に金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表しました。

この際、「金融資産の減損」に関しては、国際的に予想信用損失モデルが導入されており、国際的な整合性を図る観点から、開発に着手する意義は高いと考えられました。

これらの状況を踏まえ、当委員会は、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、金融資産の減損について会計基準の開発に着手することとし、検討を重ねてまいりました。また、これに合わせて、金融商品の分類及び測定に関して、金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行い、検討を重ねてまいりました。

今般、2025 年 10 月 20 日開催の第 561 回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取

- 扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 90 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
 - 移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）
 - 移管指針公開草案第 18 号（移管指針第 12 号の改正案）「金融商品会計に関する Q & A（案）」
 - 企業会計基準公開草案第 90 号（企業会計基準第 11 号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」
 - 企業会計基準公開草案第 91 号（企業会計基準第 29 号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」（以下「収益認識会計基準案」という。）
 - 企業会計基準公開草案第 92 号（企業会計基準第 34 号の改正案）「リースに関する会計基準（案）」（以下「リース会計基準案」という。）
 - 企業会計基準公開草案第 93 号（企業会計基準第 37 号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 89 号（企業会計基準適用指針第 13 号の改正案）
「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 91 号（企業会計基準適用指針第 30 号の改正案）
「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「収益認識適用指針案」という。）
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 92 号（企業会計基準適用指針第 33 号の改正案）
「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「リース適用指針案」という。）
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 93 号（企業会計基準適用指針第 34 号の改正案）
「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
 - 実務対応報告公開草案第 71 号（実務対応報告第 30 号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」
 - 移管指針公開草案第 16 号（移管指針第 7 号の改正案）「持分法会計に関する実務指針（案）」

なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（本公開草案の範囲に含めた領域を除く。）については、本公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定です。

補足文書（案）の公表

本公開草案が最終化され適用する際に、実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」（以下「補足文書（案）」という。）をあわせて公表いたします。

コメントの募集

本公開草案及び補足文書（案）の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案及び補足文書（案）に対するコメントがございましたら、2026年2月6日（金）までに、電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：ec12025ed@asb-j.jp

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願い申し上げます。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではありません。さらに、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

■ **開発にあたっての基本的な方針（予想信用損失適用指針案 BC5 項から BC27 項）**

金融資産の減損に関する会計基準の開発にあたって、6つのステップに分けて検討した。

➤ **ステップ 1：IFRS 会計基準と米国会計基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかの選択**

2007年に国際会計基準審議会（IASB）とともに公表した東京合意以後は、基本的に、国際財務報告基準（IFRS 会計基準）を国際的な整合性を図る対象としてきていること、現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方により親和性があるのは IFRS 会計基準のモデルであると考えられたことを踏まえ、IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎とすることとした。

➤ **ステップ 2：金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発）**

ステップ 2 では、IFRS 第 9 号の定めを原則として取り入れつつ、一部の項目については、国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で代替的な取扱いを定めることとした。

また、国際的な比較可能性の観点から、予想信用損失モデルの対象となる貸付金の測定に関して IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れることとした。

一方、条件変更については、当面の間、関連する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととした。

信用リスクに関する開示について、開示目的を定めるアプローチを採用した上で、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）で要求される信用リスクに係る開示に関する定めを原則としてすべて取り入れて国際的な会計基準と整合的なものとする事とした。

➤ **ステップ 3：ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討**

ステップ3では、IFRS第9号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行い、金融資産の分類については、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における枠組みを維持した上でIFRS第9号の予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うこととした。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券については、貸付金と経済的な実質が類似していると考えられる満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債を予想信用損失モデルの対象とすることとした。

また、国際的な比較可能性の観点から、以下についても予想信用損失モデルの対象とすることとした。

- (1) 金融保証契約
- (2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）

➤ **ステップ4：金融機関に適用される会計基準の開発（IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準の開発）**

ステップ4では、特に実務上の負担が重いと考えられる次の項目について「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めることとした。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定
- (2) 債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等（以下「債権等」という。）の予想存続期間
- (3) 将来予測シナリオ
- (4) 時間価値の考慮

また、償却原価の算定にあたって、金利差額調整法における定額法によることを認めるオプションや約定金利（又は約定金利相当の率）によることを認めるオプションを定めることとした。

➤ **ステップ5：一般事業会社に関する検討**

金融商品の分類及び測定の開発に着手するかどうか今後検討を行うとしていることを踏まえ、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権についてはIFRS第9号の営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることとした。一方、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については現行の金融商品会計基準等における取扱いを継続することとした。

➤ **ステップ6：公開草案の公表**

予想信用損失に係る金融商品会計基準等の体系について、IFRS第9号の金融商品の

減損に関する定めのうち、ハイレベルな内容については金融商品会計基準案において定め、その他を予想信用損失適用指針案において定めることとした。また、予想信用損失適用指針案では、まずステップ2の内容を記載した上で、ステップ4でステップ2と異なる取扱いを定める場合には、区分を設けてまとめて記載することとした。

質問1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

IFRS第9号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ2及びステップ3）」と「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- **範囲（金融商品会計基準案第14項、第16項、第26-2項から第26-4項、注5-3、注8-2から注8-5、第68項から第68-4項、第71項、第71-2項及び第90-2項から第90-6項、予想信用損失適用指針案第2項及びBC28項からBC32項、金融商品実務指針案第8項、第58項、第135項、第137項、第137-2項、第219-2項、第229項、第229-2項及び第311-3項から第311-5項、収益認識会計基準案第3項、第96-4項、第107項、第107-2項及び第150-4項、リース会計基準案BC57項、リース適用指針案第36項、第36-2項及びBC65-2項からBC65-4項）**

（提案内容）

本公開草案では、債権（リースにより生じた債権及び建設協力金等を含む。また、貸付金に貸付金代替性私募債を含む。）等について、予想信用損失を算定することを提案している。

また、契約資産について、債権に準じて予想信用損失を算定することを提案している。さらに、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分について、リースにより生じた債権に準じて予想信用損失を算定することを提案している。

（提案理由）

債権について予想信用損失を算定する範囲に含めるとした上で、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券についても予想信用損失を算定する範囲に含めるかどうかについて検討を行った。

満期保有目的の債券については、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める

必要はないとされていることから、時価を考慮することなく信用リスクのみに焦点を当てるのが適切と考えられるため、本公開草案では、予想信用損失を算定する範囲に含めている。

一方、その他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルを適用するかどうかは、金融商品の分類及び測定と併せて検討する必要があると考えられるため、本公開草案では、予想信用損失を算定する範囲に含めていない。ただし、現状、その他有価証券に分類されている場合があると考えられる貸付金代替性私募債については、その経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられることから、貸付金に含めて取り扱うこととし、有価証券として取り扱わないこととした。このため、本公開草案では、貸付金代替性私募債については予想信用損失を算定する範囲に含めている。

また、発行者における金融保証契約及び貸出コミットメント等については、IFRS 第9号における予想信用損失モデルの適用対象と整合させるために、本公開草案では、予想信用損失を算定する範囲に含めている。

さらに、金融商品に含めていない契約資産及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、それぞれ債権及びリースにより生じた債権に準じて、予想信用損失を算定することを提案している。

なお、本公開草案では、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については、今後、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行った場合、償却原価で測定される金融資産として取り扱われるかが必ずしも定かでないと考えられるため、予想信用損失を算定する範囲に含めていない。

質問 2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。
同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- **予想信用損失に係る会計処理（金融商品会計基準案第 27 項から第 28-5 項、注 5-2、注 9-2、注 9-3、第 91 項、第 91-2 項及び第 95-2 項から第 95-5 項、予想信用損失適用指針案第 4 項から第 67 項及び BC33 項から BC116 項、金融商品実務指針案第 118 項及び第 302-2 項）**

- **信用リスクの著しい増大に関する判定**
(提案内容)

原則的な判定方法

予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定し、期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については12か月の予想信用損失を算定し、期末において信用リスクが著しく増大している債権等については全期間の予想信用損失を算定することを提案している。

信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定においては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能であり、債権等に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮することを提案している。

また、本公開草案では、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において債権等の商品ごとに適切なアプローチを用いることとしており、明示的にデフォルトの発生確率をインプットとして含んでいないアプローチ（貸倒実績率を用いるアプローチなど）についても、デフォルト発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別できる場合には、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定の際に適切なものとなる可能性があることとしている。

簡素化された判定方法

簡素化された予想信用損失の算定方法として、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができることを提案している。

当該方法においては、期末において債務者を正常先、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先に区分し、さらに正常先に区分される内部信用格付を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分した上で、正常先の優良格付又は中間格付に区分された債務者に対する債権等については債権等に係る信用リスクが著しく増大していないとみなす一方、正常先の要判定格付、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先に区分された債務者に対する債権等については債権等に係る信用リスクが著しく増大しているとみなすことを提案している。ただし、正常先の要判定格付又はその他要注意先に区分された債務者に対する債権等については、それぞれ一定の要件を満たした場合には債権等に係る信用リスクが著しく増大していないと反証することができることを提案している。

また、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権については、IFRS第9号において定められている営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることを提案している。具体的には、重要な金融要素を含まない受取手形及び売掛金等については信用リスクの著しい増大の判定をせずに全期間の予想信用損失に等しい金額によ

り算定する一方、重要な金融要素を含む受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権については会計方針の選択として全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することをそれぞれ独立して選択できることを提案している。

(提案理由)

日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、予想信用損失モデルを導入するために、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失を見積るモデル（相対的アプローチ）を採用する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることを提案している。

この点に関連して、相対的アプローチによる原則的な信用リスクの著しい増大に関する判定に対する実務負担への懸念が聞かれたため、ステップ 4 の「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を目指す。」との目的を踏まえ、簡素化された判定方法として、2019 年 12 月に廃止された「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等の検査マニュアルに基づく債務者区分を定義した上で我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法を提案している。

また、IFRS 第 9 号においては、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引から生じた営業債権、契約資産及び IFRS 第 16 号「リース」の範囲に含まれる取引から生じたリース債権に対して、単純化したアプローチの適用を要求又は許容していることから、本公開草案においても同様の定めを取り入れることを提案している。

質問 3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）

本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

➤ 予想信用損失の算定方法

(提案内容)

原則的な予想信用損失の算定方法

本公開草案では、原則として IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルと同様に予想信用損失を算定することを提案している。

まず予想信用損失の定義として、「信用損失を確率加重したもの」をいい、「信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取る

と見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額(すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額)を現在価値に割り引いたもの」とすることを提案している。また、予想信用損失の算定に使用する見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の最長期間を用いることを提案している。

そのうえで、予想信用損失は、以下を反映する方法により算定することを提案している。

(1) 一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額

すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮することを提案している。

(2) 貨幣の時間価値

予想信用損失の算定において、デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引くことで貨幣の時間価値を考慮することを提案している。また、本公開草案では、割引を行う際には、原則として債権等の発生認識時における実効金利又はその近似値を用いている。

(3) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報について、本公開草案では、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末における現在の状況と将来の状況の両方が含まれるとしている。

また、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合には、期末において観察可能なデータに基づいて次の調整を行うことを提案している。

- ① 過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する。
- ② 過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する。

この調整に関して、予想信用損失に関連する観察可能なデータの期間ごとの変動と予想信用損失の変動との間で相関関係が見られる場合、観察可能なデータの変動を予想信用損失の算定に反映するとしており、観察可能なデータには、例えば、次が含まれるとしている。

- (ア) 国内総生産（GDP）
- (イ) 失業率
- (ウ) 不動産価格や商品価格
- (エ) 借手の支払状況
- (オ) 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因

収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法

企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（例えば、期日未経過、1 か月以内期日経過、1 か月超 3 か月以内の期日経過、3 か月超 6 か月以内の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができることを提案している。

簡素化された予想信用損失の算定方法

予想信用損失の算定において、特に実務上の負担が重いと考えられる次の項目について「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めることを提案している。

(1) 債権等の予想存続期間

内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合には、当該区分において正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができ、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができることを提案している。

(2) 将来予測シナリオ

信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができることを提案している。

(3) 時間価値の考慮

貸付金及び重要な金融要素を含む債権について約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて償却原価の算定を行う場合、実効金利の代わりにそれぞれ約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引を行うことを提案している。

これらの「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目については、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により個別に選択して適用できるとしている。

また、企業が「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目を適用したかどうか

について財務諸表利用者が理解できるように、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）に照らして重要な会計方針に該当すると判断した場合には重要な会計方針として注記し、加えて、開示目的に照らして重要な場合には信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報として注記することが考えられるとしている。

（提案理由）

国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となるように、予想信用損失を定義し、また、予想信用損失の見積期間を提案している。さらに、予想信用損失について以下を反映する方法により算定することを提案している。

- (1) 一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額
- (2) 貨幣の時間価値
- (3) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

この原則的な予想信用損失の算定方法に対して、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等については、IFRS 第 9 号において定められている実務上の便法を取り入れることを提案している。

さらに、原則的な予想信用損失の算定方法に対して実務負担に関する懸念が聞かれたことから、特に実務上の負担が重いと考えられる項目について、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものと位置付けた上で、簡素化された予想信用損失の算定方法を提案している。

質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- **償却原価に係る会計処理（金融商品会計基準案第 14 項、第 16 項、第 20 項、第 26 項、第 26-4 項、第 50-5 項、第 67 項から第 68-2 項、第 71 項、第 71-2 項、第 90 項及び第 90-6 項、金融商品実務指針案第 57 項から第 57-12 項、第 70 項、第 71 項、第 74 項、第 91 項、第 95 項、第 105 項から第 105-4 項、第 119 項から第 120-3 項、第 126 項、**

第 131 項、第 261-2 項から第 261-6 項、第 274-2 項、第 276 項、第 284-2 項、第 293-2 項から第 294 項、第 301-2 項から第 301-4 項及び第 307 項)

(提案内容)

予想信用損失モデルの適用対象となる貸付金（貸付金代替性私募債を含む。）及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券については、原則として実効金利法による償却原価法によることを提案している。

実効金利法による償却原価法に関して、「金融資産の予想存続期間を通じての将来の期待キャッシュ・フローを実効金利により割り引く方法をいう」と定義することを提案している。ここで、実効金利には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれるとしており、さらに、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うが、予想信用損失は考慮しないことを提案している。ただし、実効金利の計算において、一定の要件を満たす手数料については実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができることを提案している。

また、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができることを提案している。この場合、貸付金に関連する手数料については、金利と切り離れた上で、収益認識会計基準に準じて、手数料の性質に基づき履行義務の充足パターンに沿って収益を認識することとしている。

さらに、償却原価の算定における期間配分の方法を原則として利息法によることとするが、購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの、購入又は組成した信用減損債権、並びに満期保有目的の債券については、一定の場合には金利差額調整法における定額法によることができるとすることを提案している。

(提案理由)

予想信用損失モデルの導入に伴い、予想信用損失の算定において貨幣の時間価値を反映する際に用いられる金利と予想信用損失の算定の対象となる金融資産の償却原価の算定に用いられる金利が整合的になるように、予想信用損失の算定の対象となる金融資産に関する償却原価の算定は、原則として実効金利法によることを提案している。

また、実効金利に含める手数料等の範囲については、原則として IFRS 第 9 号と同一の範囲を提案している。ただし、設定された手数料が対応する役務との関係で合理的であることを前提とした場合、特定の役務に対する手数料であることが明確な場合に手

数料を実効金利と区分して取り扱うことは考え方としてはあり得ることから、一定の要件を満たす貸付金に関する手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができることを提案している。

さらに、実務負担の軽減を求める意見が聞かれたことから、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものにおける償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができることとし、貸付金に関連する手数料については、金利と切り離れた上で、収益認識会計基準に準じて、手数料の性質に基づき履行義務の充足パターンに沿って収益を認識することを提案している。

加えて、償却原価の算定における期間配分の方法を原則として利息法によることとするが、実務負担に関する懸念が聞かれたため、購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの、購入又は組成した信用減損債権、並びに満期保有目的の債券については、一定の場合には金利差額調整法における定額法によることができることを提案している。

質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- **開示（金融商品会計基準案第 40-A1 項、第 40-2 項及び第 120-3 項、予想信用損失適用指針案第 68 項から第 94 項及び BC117 項から BC142 項、収益認識会計基準案第 79-2 項、第 96-4 項、第 158 項及び第 158-2 項、収益認識適用指針案第 106-8 項、第 109-5 項及び第 192 項）**

（提案内容）

➤ **開示目的**

金融商品会計基準案では、金融商品に関する注記における開示目的は、金融商品のリスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであると定めることを提案し、予想信用損失適用指針案では、信用リスクに関する開示目的は、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえ、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであると定めることを提案している。

➤ **注記事項**

予想信用損失適用指針案では、開示目的を達成するため、信用リスクに関する情報として、次の事項を注記することを提案している。

- (1) 予想信用損失の分解情報
- (2) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報
- (3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

ただし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができるとした上で、どの注記事項にどの程度の重点を置くか、また、どの程度詳細に記載するかを開示目的に照らして判断することを提案している。

さらに、信用リスクに関する注記事項は、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないことを提案している。

また、適用初年度においては、企業会計基準第 24 号第 10 項(5)の注記に代えて、適用開始前の債権等に係る貸倒引当金又は他の引当金の最終残高と、期首の予想信用損失引当金との調整を可能とする情報を開示するとともに、金融資産については関連する金融資産の分類別に情報を開示することを提案している。

(提案理由)

➤ **開示目的**

当委員会は、2022 年 6 月 21 日に「企業会計基準等の開発において開示を定める際の当委員会の方針（開示目的を定めるアプローチ）」を公表しており、当該方針に基づき、本公開草案においても開示目的を定めるアプローチを採用することとした。会計基準では信用リスクに関する開示だけでなく金融商品に関する全般的な開示目的を定めるべきと考えられることから、金融商品会計基準案において金融商品に関する全般的な開示目的を定めた上で、予想信用損失適用指針案において、信用リスクに限定した開示目的を定めることを提案している。その際、信用リスクに関する開示は金融機関と一般事業会社では求められる開示の水準が異なると考えられることから、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえることを信用リスクに関する開示目的に含めることを提案している。

➤ **注記事項**

予想信用損失適用指針案では、実務上の困難性が特に高いと思われる注記事項について個別に検討を行った上で、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する注記事項を除き、IFRS 第 7 号で要求される信用リスクに関する開示をすべて取り入れることを提案している。ただし、取り入れにあたって、我が国の利害関係者にとって理解しやすい体系となるように並び替えている。

適用初年度の注記事項については、財務諸表利用者に移行の影響を評価するための

情報を提供することを目的として、提案しているものである。

質問 5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- **適用時期等（金融商品会計基準案第 41 項、第 44-3 項、第 44-4 項及び第 120-4 項から第 120-6 項、予想信用損失適用指針案第 95 項から第 98 項及び BC143 項から BC145 項、金融商品実務指針案第 195-21 項、第 206-2 項から第 206-4 項及び第 359 項から第 362 項等）**

➤ **適用時期**

（提案内容）

20XX 年 4 月 1 日 [公表から 3 年程度経過した日を想定している。] 以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案している。

また、20XX 年 4 月 1 日 [公表後最初に到来する 4 月 1 日を想定している。] 以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができることを提案している。なお、この場合には、同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用する必要があることも提案している。

（提案理由）

次の点を踏まえ、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 3 年程度とすることを提案している。

- (1) これまでに当委員会が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から原則的な適用時期までが 1 年程度のものが多い。
- (2) 財務諸表作成者における準備期間の観点からは、一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられるため、一般的な取扱いと同様に原則的な適用時期までの期間を 1 年程度とすることが考えられる一方、金融機関を想定すると、データ整備及びシステム開発などに時間を要すると考えられる。

他方、適用開始に係る実務上の負担への対応として、簡素化された予想信用損失の算定方法を設けていることに加え、実効金利法の適用に関する経過措置を設けていることも勘案することが考えられる。

- (3) 国際的な会計基準の適用時期からの乖離の観点からは、IFRS 第 9 号の原則的な適用時期が 2018 年 1 月であり、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間

を長く設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間が長くなるため、原則的な適用時期までの期間を短めに設定することが考えられる。

- (4) 関連諸制度との関係の観点からは、影響が大きいと考えられる金融機関に対する監督が関連すると考えられる。この点については、原則的な適用時期までの準備期間として 3 年以上の期間が置かれる必要性が極めて高いとの見解が聞かれている。

また、早期適用については、早期適用に対するニーズが存在することを考慮して認めることとし、その際、同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用することとした。

質問 6-1 (適用時期に関する質問)

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

➤ 経過措置

(提案内容)

適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することを提案している。

また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないことを提案している。

(提案理由)

IFRS 第 9 号と同様の定めを設けるか、一律に遡及適用を求めないとする定めを設けるかについて検討した結果、予想信用損失の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であり、また、事後的判断が使用されているかどうかに関する検討に伴うコストを避けることを重視して、一律に遡及適用を求めないこととした。

質問 6-2 (経過措置に関する質問)

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 設例及び開示例（予想信用損失適用指針案[設例 1]から[設例 10]並びに[開示例 1]及び[開示例 2]）

➤ 設例及び開示例

（提案内容）

予想信用損失適用指針案では、IFRS 第 9 号の設例のうち予想信用損失に係る設例について、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で予想信用損失適用指針案に含めることを提案している。

また、次の項目に関連する IFRS 第 7 号の開示例について一部表現を見直した上で取り入れることを提案している。

- (1) 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表及び債権の償却原価の著しい変動に関する情報
- (2) 信用リスク・エクスポージャーの開示

（提案理由）

予想信用損失適用指針案では、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、予想信用損失適用指針案に含めることを提案している。

また、IFRS 第 7 号の開示例を示すことは実務上有用と考えられるため、上述の(1)及び(2)について、一部表現を見直した上で取り入れることを提案している。

質問 7（設例及び開示例に関する質問）

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ その他

質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

補足文書（案）の概要及び質問項目

（公表目的）

本公開草案が最終化され適用する際に、実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書（案）を公表している。

補足文書は、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下

「企業会計基準等」という。)を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。

(補足文書(案)の内容)

次の項目に関する補足文書(案)を公表している。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定
- (2) 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定
- (3) 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定
- (4) 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定
- (5) CECL (Current Expected Credit Loss) モデルに基づく情報の開示方法

(公表理由)

本公開草案に関する審議において、上述の5つの項目に関する補足文書を公表することが本公開草案が最終化された場合の実務上の運用にあたり有用であるとの意見が聞かれたため、補足文書(案)を公表することとした。

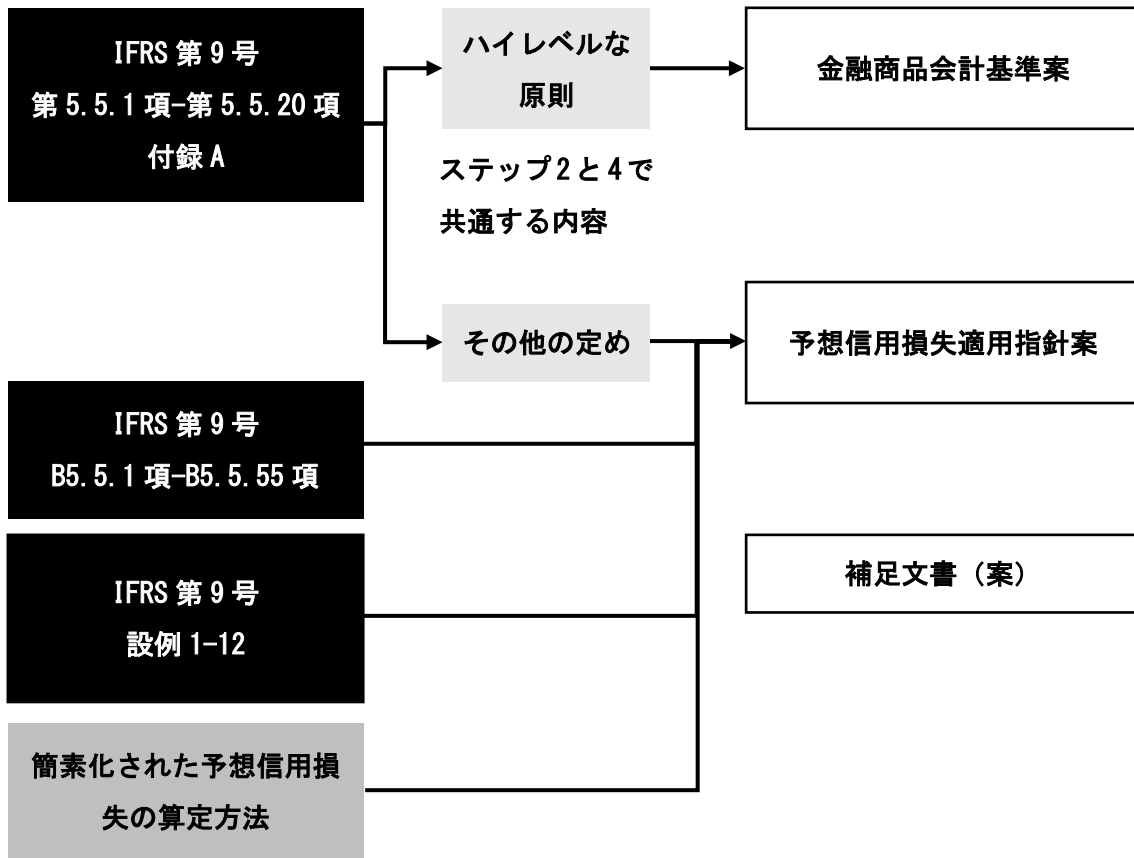
質問9(補足文書(案)に関する質問)

補足文書(案)に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

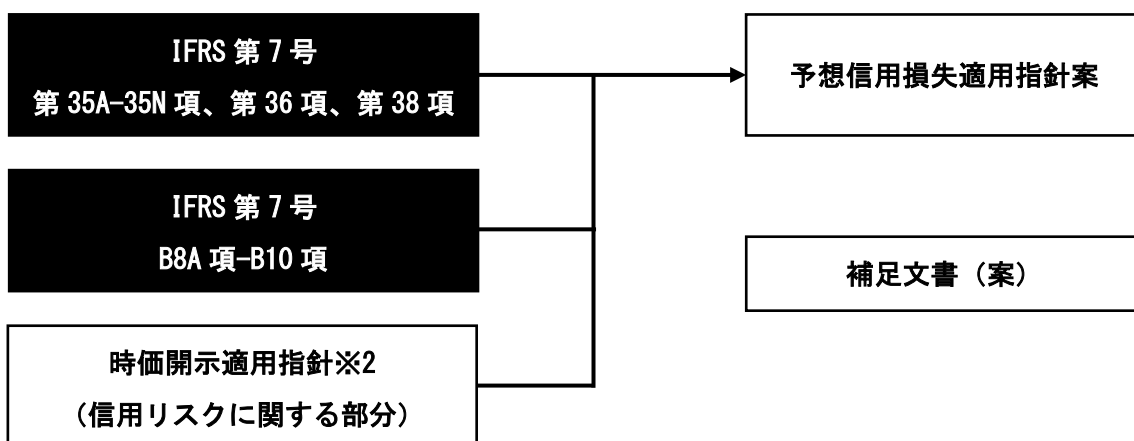
以 上

(別紙1) 基準体系のイメージ※1

(予想信用損失に関する基準体系のイメージ)



(開示に関する基準体系のイメージ)



※1：IFRS 第9号及びIFRS 第7号については、取り入れることを検討した対象を記載しているものであり、検討の上取り入れなかったものも含めて記載している。

※2：企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(別紙2) 予想信用損失モデルの適用範囲

区分	項目	略称定義	
金融 商品	債権※1	債権等	—
	満期保有目的の債券		—
	金融保証契約		—
	当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約		貸出コミットメント等
金融	契約資産	—	—
商品 以外	リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分	—	—

※1：貸付金代替性私募債は、貸付金に含まれる。また、債権は、建設協力金等を含み、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）、預託保証金であるゴルフ会員権を含まない。

(別紙 3) 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち信用リスクの著しい増大の判定のイメージ

正常先	内部格付1	優良格付	信用リスクの著しい増大なしとみなす (12か月の予想信用損失)
	内部格付2		
	内部格付3	中間格付	
	内部格付4		
	その他要注意先	内部格付5	要判定格付 債務者単位で反証可能
内部格付6		その他要注意先 債権等単位で反証可能	
要管理先	内部格付7	要管理先以下	信用リスクの著しい増大ありとみなす (全期間の予想信用損失)
破綻懸念先	内部格付8		
実質破綻先	内部格付9		
破綻先	内部格付10		

(別紙 4) 資産の測定方法

区分	項目		原則的な方法	会計処理の選択肢※1		
				手数料	約定金利	定額法
金融 商品	債 権	以下を除く債権	取得原価	—	—	—
		リースにより生じた債権	リース会計基準※2 に基づいて算定された価額	—	—	リース会計基準※2 に従う
	貸付金 及び重 要な金 融要素 を含む 債権	購入又は組成した信用減損債権	償却原価（実効金利法における利息法・・・信用調整後の実効金利を使用）	—	—	第 105-4 項
		購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生認識時に信用減損していないもの	償却原価（実効金利法における利息法）	—	—	第 105-3 項
		組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生認識時に信用減損していないもの		第 57-10 項	第 105-2 項	—
満期保有目的の債券			—	—	第 70 項	
金融	契約資産		債権の取扱いに準じて処理する	—	—	—
商品 以外	リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分		リースにより生じた債権の取扱いに準じて処理する	—	—	リース会計基準※2 に従う

※1：項番号は、金融商品実務指針案の項番号を示しており、適用が想定される主要なものについて記載している。

※2：企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」

以 上